

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免の提出書類一覧

<p>1 共通の提出書類</p>
<p><input type="checkbox"/> 国民健康保険料減免申請書</p>
<p>2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた場合の提出書類</p>
<p><input type="checkbox"/> 医師による死亡診断書、診断書など</p>
<p>3 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、給与収入及び山林収入）の減少が見込まれる場合の提出書類</p>
<p><input type="checkbox"/> 令和2年分及び令和3年分確定申告書（第一表）の写し【確定申告されている場合のみ】</p> <p><input type="checkbox"/> 保険金、損害賠償等により補てんされる金額がわかる書類の写し【該当される場合のみ】</p> <p><input type="checkbox"/> 令和2年中及び令和3年中に国や県から支給された課税対象の助成金等の種類と金額がわかる書類の写し【該当される場合のみ】</p>
<p>4 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業された場合の提出書類</p>
<p><input type="checkbox"/> 上記3の提出書類</p> <p><input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等を廃止又は失業したことがわかる書類の写し （雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知（なければ離職票、退職証明書、解雇通知書など）、廃業届など）</p>

（注）上記の3又は4に該当される方で、減少が見込まれる主たる生計維持者の収入が給与収入のみの場合、会社都合で解雇等になった時に65歳未満であり、かつ、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の「離職理由」のコードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当される方は、他の軽減制度を優先して適用するため、この減免の対象になりません。軽減制度の手続きをされていない場合はお住いの区の区役所保険年金課へご相談ください。